

議案第 58 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

(小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
--------------	--

別表第 2 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	A 地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所 その他これらに類するもの (2) 法別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物
--------------	------	--

別表第 4 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	全地区	地区整備計画の計画図に定める 1 号壁面境界線から 5.0 メートルかつ当該計画図に定める 2 号壁面境界線から 2.5 メートル
--------------	-----	---

別表第 4 備考に次のように加える。

- 4 久野地区地区整備計画区域の項の規定は、法第 44 条第 1 項第 4 号の許可を受けた建築物（当該建築物を昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープに係る建築物及び建築物の一部を含む。）については、適用しない。

別表第 5 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	A 地区	地盤面から 22.5 メートル
--------------	------	-----------------

(小田原市地区計画形態意匠条例の一部改正)

第2条 小田原市地区計画形態意匠条例（平成19年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

久野地区地区 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計 画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた 区域
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

久野地区地区計画が定められたことに伴い、その区域内における地区整備計画に則した建築物の用途等の制限並びに建築物及び工作物の形態意匠の制限に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。